

# 愛知県公立大学法人会計監査人選定に係る募集要領

## 1 目的

愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）は、県立大学と県立芸術大学の2大学を設置及び管理しており、さらに2029年4月には県立高等専門学校を設置が予定されている。法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受ける必要がある。

会計監査人の選任は、法第36条の規定に基づき、設立団体の長が行うことから、法人の会計監査人を選定するため事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

法第35条の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに会計監査報告の作成を行う。（詳細は業務仕様書のとおり。）

## 3 選定方法

会計監査人の選定方法は、公募プロポーザル方式とし、提出された提案書をもとに、会計監査人選定審査会が提案内容を審査し、最も適当と判断された者を会計監査人として選定する。

## 4 会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（2026事業年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく知事の承認の時までとする。

また、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、2027事業年度及び2028事業年度についても監査実施計画書の提出を求め、確認の上、再任する方針とする。ただし、特別な理由が発生した場合は、この限りではない。

## 5 応募資格

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法、その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2) 愛知県内に事務所を置く、公認会計士事務所又は監査法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この募集開始の日から事業者選定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 愛知県が行う競争入札に関する指名停止の措置を受けていない者であること。

## 6 主催者

愛知県（事務局：県民文化局学事振興課 公立大学法人グループ）

## 7 提案書に記載する内容

提案書は以下の項目について記載する。

### (1) 監査法人等の概要

名称、代表者氏名、所在地

### (2) 監査実績等

ア 国立大学法人・公立大学法人の会計監査人業務実績

イ 金融庁の処分等

### (3) 監査方針・実施体制

ア 監査方針（法人を監査するにあたっての基本的な考え方、重視する事項等）

イ 監査実施体制

監査担当者の構成（実際に監査を行う予定担当者の区分、人数、氏名、経歴、実績等）

### (4) 監査スケジュール

※ 2027事業年度及び2028事業年度についても参考に記載すること。

### (5) 提案事項

### (6) 監査報酬見積

見積額

年額8,620,000円（税抜）を上限とする。（2026事業年度）

※ 見積額は、法人との契約にあたっての上限額となる。

※ 2027事業年度及び2028事業年度についても参考に記載すること。

## 8 提出書類の部数等

### (1) 提出部数 7部

### (2) 提出書類

ア 提案書：別紙様式（A3判） ※提案書について、ページ数の上限は設けない。

イ 貴所又は貴法人の概要（直近事業年度の業務収入（営業収益）及び経常利益（当期利益）、人員（社員数、公認会計士数、公会計部門人員数）、国内営業所数）を記載したもの（パンフレット等）

## 9 提出期限等

2026年7月31日（金）午後5時までに下記住所まで提出のこと。（郵送可。ファクシミリ及びメールによる提出は認めない。）

## 10 提出・問い合わせ先

愛知県県民文化局学事振興課公立大学法人グループ（担当：柴山）

郵便番号：460-8501（住所記載不要）

電話：052-954-6243（ダイヤルイン）

F A X：052-971-9889

メール：gakuji@pref.aichi.lg.jp

## 11 会計監査人の選任と契約

選定後、知事は会計監査人に対して選任した旨の通知を行い、選任された会計監査人は、法人と監査契約を締結するものとする。

## 12 提案内容に関する照会等

審査の参考とするため、提案書記載事項に関し、文書又は電話等により照会することがある。

## 13 選定結果の通知及び公表

選定結果は全ての提案書の提出者に対し、2026年8月20日（木）までに文書で通知する。

## 14 費用

提案書の作成・提出等に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

## 15 その他

- (1) 提案書記載事項等に関する問い合わせは原則として文書によること。
- (2) 提案書の提出は、1者につき1案とすること。
- (3) 提出書類を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、会計監査人の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (6) 法人の概要については、法人ホームページを参照すること。